

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向(1)ハラスメントを許さない意識づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
各種ハラスメント防止のための意識啓発	18		セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントなどを防止するため、市広報やホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。	男女共同参画週間（6月）に市立中央図書館にてパネル展示「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」を実施。また、市広報11月号「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」にて「デートDV」の記事掲載を行った。	人権・市民相談課	3	市広報等で、各種ハラスメントに関する啓発や情報提供を継続的に行う。
法や制度の周知	19		職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務付けられたことから、市内事業主に対して「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」などの法律についての周知、啓発を行います。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3	今後も継続して最新の情報を提供する。
	20		高齢者・障がい者への虐待について、各法律の周知や被害防止のための啓発を行います。	高齢者の虐待等権利擁護に関する相談先として、高齢者あんしん相談センターの周知を行った。また、二市一町主催で介護関係者への虐待防止ネットワーク研修会を対面形式で開催し、講義とグループワークを通じて虐待防止の周知・啓発を行った。 研修会実施日：令和6年3月7日（木） 会場：ふじみ野市 講師：立教大学福祉学部教授 参加人数：57名 参加者：施設職員、ケアマネージャー、包括職員、訪問介護ステーション職員、ヘルパー事業所職員	高齢者福祉課	3	高齢者の権利擁護の相談機関として高齢者あんしん相談センターの周知と、虐待防止に向けた研修などを継続して行う。
			高齢者・障がい者への虐待について、各法律の周知や被害防止のための啓発を行います。	富士見市障害者施策推進協議会、事業所連絡会、相談支援事業所連絡会において、主に虐待の通告義務について周知した。	障がい福祉課	3	協議会や連絡会との情報共有を密にし、権利擁護を継続する。
	21		埼玉県青少年健全育成条例や富士見市いじめ防止条例についての周知を行います。	【いじめ防止条例】 いじめ問題対策連絡協議会及びいじめサポーター向けに講演会を開催した。 また、昨年に続き、啓発を図るため、いじめに関する相談先等を案内する内容のポケットティッシュを作成し、学校やいじめ防止サポーター等に配布した。	子育て支援課	3	いじめの防止等について、継続して市全体で取り組んでいくため、普及啓発活動を促進していく。 また、いじめ防止サポーターについては、引き続き市ホームページ等で募集を行う。
			各種条例の直接的な周知ではなく、青少年関係団体が企画・実施する事業の支援を行うことによって、間接的に条例周知を行った。	生涯学習課	2	青少年関係団体と一緒に条例の直接的な周知について、広報物への記載など様々な方法での周知を検討する。	

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向(2)ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
相談体制の充実	22		家庭、学校、職場や地域等、あらゆる場における様々な嫌がらせやいじめの悩み事に対し、個々に応じた適切な相談窓口へつなぎます。	セクハラやパワハラ等の各種ハラスメントを対象とする相談窓口を設置している。	職員課	3	今後も窓口の周知を行い、相談等があった場合は適切な対応を行う。
				人権・市民相談課の相談窓口において、相談内容に応じて市民相談や、県の労働相談等へつないだ。	人権・市民相談課	3	今後も、相談内容に応じ、適切な窓口へつなげる。
				ホームページ等において、様々な相談窓口に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3	今後も継続して最新の情報を提供する。
				いじめの認知を確実にするよう指導するとともに、各学校にいじめアンケート等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を進めるよう指導した。	学校教育課	3	教育相談室と連携し、いじめ重大事態に適切に対応するべく、管理職、生徒指導主任を中心に研修を行う。
				電話や対面での相談に加え、公民館等を利用した出張教育相談、公認心理師による心理相談や特別支援教育相談、医療機関と連携した教育相談等の相談活動を行った。	教育相談室	3	アウトリーチ支援により、潜在している相談について、支援を広げていく。
	23		高齢者・障がい者・児童への虐待についての相談を受け、個々の状況に応じた支援を行います。	高齢者虐待等の通報や相談があった際に、高齢者あんしん相談センターや関係機関と連携して実態把握等の情報を収集し、情報共有やケース検討を実施。必要に応じてコアメンバー会議を開催し、対応の協議を行い、関係機関と連携し、高齢者及び家族への支援と、不適切な対応をする者への介護負担軽減に向けた対応など、養護者支援を行った。	高齢者福祉課	3	高齢者虐待の背景には様々な課題が複雑に絡み合い、対応困難で時間を要する場合はほとんどであるため、関係機関との連携を密にして迅速かつ適切な対応に努め、継続した支援を行っていく。
				虐待の通報に対して、大人は埼玉県のマニュアルに即し、子どもは、子ども未来応援センターへつなぎ、対応した。	障がい福祉課	3	埼玉県マニュアルを遵守した対応を行う。
				児童虐待通告があった場合には、関係機関等への必要な調査を実施した上で、しかるべき指導・支援を行った。対応の中で、出てきた様々な課題に対しては関連する関係機関と連携して対応を行った。また、子どもを守る地域協議会において、関係機関との連携強化を図った。	子ども未来応援センター	3	引き続き、子どもを守る地域協議会を通して関係機関との連携強化を図り、子ども及びその家庭（妊婦を含む）への支援を行っていく。
	24		専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	女性相談では、心理カウンセラーによる精神面の相談、DV相談では、NPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援等を行った。	人権・市民相談課	3	今後も継続して支援をする。

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(1)男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	25		男女平等及びリプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた男女の性に関する教育の充実に取り組みます。また、正しい知識と認識を深め、お互いの人権を大切にし合えるよう、「体育（保健体育）」、「家庭（技術・家庭）」、「特別な教科 道徳」及び「総合的な学習の時間」、「特別活動」などを通じて指導します。	各教科における指導に合わせ、包括的セクシュアリティ教育や包括的性教育について、市の委嘱研究を進めてきた。各学校には、関係機関（病院）と連携して取り組むよう働きかけている。	学校教育課	3	包括的セクシュアリティ教育について、学校研究を通して、研鑽を深めていく。
	26		小・中学校において、関係機関で作成される、性とジェンダー（※11）に関する資料の活用を図るとともに、性的マイノリティを含む多様な性への理解のための情報提供を行います。	児童と保護者が一緒に取り組める「家族でやってみよう！ジェンダーチェック」を市内全小学4年生に配布し、アンケートを回収した。アンケートでは、「これからは男、女ではなく、一人の人として見ていきたい」「これからできることはなにか調べてみたくなった」といった感想が寄せられた。	人権・市民相談課	3	「ジェンダーチェック」について、適宜内容を見直しながら、継続的に取り組む。
				関係機関から提供される資料を配付・活用するとともに、情報共有を図っている。	学校教育課	3	今後も継続して取り組む。
	27		児童生徒及び市民の健全な心身の発達のため、薬物の害及びエイズや性感染症についての知識を普及し、その予防に取り組めます。	ふるさと祭りの場を活用して、薬物乱用防止キャンペーンを行った。薬物乱用防止のための啓発品を配布し、薬物についての知識が普及されるよう努めた。	生涯学習課	3	引き続き市民団体と協力しながら薬物乱用防止のための啓発活動を行う。
				体育（保健体育）科において児童生徒の発達段階に応じて指導するとともに、各学校において、薬物乱用防止教室を実施している。	学校教育課	3	今後も継続して取り組む。

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	28		生活環境の保全のための啓発を行い、環境汚染による健康被害の未然防止に取り組めます。	市域全体の大気環境を監視するため、年2回（夏季、冬季）つるせ台小学校・水谷小学校・東中学校におけるダイオキシン類濃度を調査した。 野外焼却に関しては、広報やホームページで周知・啓発するとともに、パトロール等により、法令等により禁止されている行為が確認された場合には中止を要請した。	環境課	3	健康被害を及ぼす環境汚染物質の監視を継続し、結果を経年で比較することや、野外焼却の通報においては、継続的な主知・啓発とともに、通報があった際には速やかに対処することで健康被害を未然に防ぐ。
	29		リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透を図るための学習機会や情報の提供を行います。	市ホームページへの啓発記事掲載及び庁舎内の男女共同参画コーナーにおいて、リーフレット等を配架した。	人権・市民相談課	3	今後も男女共同参画推進会議と共催で行うセミナーのテーマで取り上げられることを検討する。
	30		両親学級を通して、男女が互いの性を理解し、健康な妊娠生活の継続と男女共同参画による子育てを推進します。	両親学級では「出産前後に利用できる制度」「新生児の保育」「赤ちゃんの環境と衣類」などの一般的な出産準備の内容だけではなく、妊婦体験や「家族計画」「妊娠から出産・赤ちゃんとの生活」の講義を通じて男女の性の違いや、妊娠・出産による体や精神面の変化等をホームページでの動画掲載や、対面の講義にて周知した。	子ども未来応援センター	3	令和5年度は、育児に主体的な男性の教室参加が見られた。両親学級にて男女の性についてや、育児の実際について理解が深められるよう知識の普及や実際の状況の周知を図る。
	31		子どもに対する性犯罪の防止に役立つ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	110番三角旗の点検や配布を行った。8月には地域のパトロールの一環として環境パトロールを実施し、青少年の犯罪防止に努めた。	生涯学習課	3	定期的なパトロールの実施のために、市民団体と実施手法を検討する。
	32		インターネットやスマートフォンを利用した性犯罪、人権侵害行為等を防ぐため、メディアの情報についての正しい判断能力を身につけられるよう、児童生徒及び保護者に向けて啓発を行います。	埼玉県ネットトラブル注意報を各校へ情報提供し、学校から児童生徒及び保護者への啓発を図った。	学校教育課	3	関係課との連携を密にし、慎重かつ丁寧に対応していく。

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(2)生涯にわたる健康づくりの支援

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
からだところろに関する相談等の充実	33		年代や性差に応じた健康に関する相談窓口の充実に努めます。	年代や性差に応じた健康相談を実施した。 ・成人健康相談 203人 ・高齢者健康相談 398人	健康増進センター	3	今後も各年代や対象者に応じて事業内容を工夫する他、相談しやすい環境を整えるなど、継続的に市民の健康づくりを支援する。
	34	再掲	専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	女性相談では、心理カウンセラーによる精神面の相談を受け、相談者の状況により相談を継続したり、他の相談（法律相談など）につなぐなどの支援を行った。	人権・市民相談課	3	今後も相談者の状況に合わせた支援を継続して行う。
妊娠・出産・育児に関する健康支援	35		妊産婦の健康づくりに対する取り組みの充実に努めます。	妊娠届出時の面接、妊娠中の電話やアンケート、医療機関からの連絡等から状況を把握し、必要に応じて支援を実施した。	子ども未来応援センター	3	昨年度に引き続き、妊娠届出時の面接をきっかけに伴走型支援として電話やアンケート、訪問を通じて妊産婦の支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を行う。
	36		妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	国及び県が望ましいとする基準の妊婦健康診査と産婦健康診査の内容について、その費用の一部を助成した。	子ども未来応援センター	3	妊婦健康診査や産婦健康診査の費用の一部助成に加え、妊産婦への経済的支援として、出産・子育て応援交付金事業とベビーギフト事業を継続して実施する。
	37		妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処できる相談・支援体制の充実に努めます。	妊産婦へ伴走型相談支援を行う中で精神的、経済的問題を把握し、連携会議にて協議。必要に応じて関係機関と連携し、継続して支援を実施した。また、経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給、ベビーギフトの提供を開始した。	子ども未来応援センター	3	今後も連携会議を通じて支援方針の検討及び関係機関との連携を図る。また、経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給、ベビーギフトの提供を継続する。

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
	38		一人ひとりがライフステージに応じて主体的・継続的に健康を維持できるよう、生活習慣病等疾病の予防や介護予防のための学習の機会を提供し、各種健（検）診制度の充実と受診率向上を目指した普及啓発に取り組めます。	食や健康づくりに関する教育や各々の健康状態に合わせた教室を実施した。 ・ 集団健康教育 教室等参加者 86回 1,409人 ・ 介護予防関係 教室・講座参加者 134回 2,413人	健康増進センター	3	引き続き、一人ひとりが生活習慣病や介護予防に主体的に取り組めるよう、参加しやすく分かりやすい教室の運営に努めるとともに、地域での仲間づくりを支援していく。また、食育推進室を拠点とした料理教室等を通じて、食に関する健康づくりを推進する。なお、ICT等のデジタル技術を活用した情報発信についても継続して行う。
生涯を通じた健康づくりの支援	39		男女の心身の健康・生きがいづくりの一環として、地域でのスポーツ行事や講座等を開催します。	<p><心のバリアフリー研修> 内容：心のバリアフリー講義及びゴールボール体験 日時：令和6年2月23日（金祝）10:00～12:00 会場：市民総合体育館 サブアリーナ 講師：埼玉ゴールボールクラブ 協力：大崎電気ハンドボール部 参加者：18名</p> <p><車いすハンドボール体験教室> パラスポーツ体験（障がいへの理解） 日時：①令和5年9月14日（木）8:55～11:45 ②令和5年10月23日（月）10:00～12:00 会場：①西中学校体育館②南畑小学校体育館 講師：上原 大祐氏 参加者：①西中小学校1年生 110人 ③南畑小学校4年生 47人</p> <p><車いすバスケットボール体験教室> パラスポーツ体験（障がいへの理解） 日時：令和5年10月7日（土）10:00～12:00 会場：市民総合体育館 メインアリーナ 講師：埼玉ライオンズ 参加者：市内在住の小学4～6年生 28人</p>	文化・スポーツ振興課	3	引き続き、誰もが生涯にわたり楽しくスポーツ活動に親しむことのできる機会の提供に努める。

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向(1)多様な性への理解促進

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
性の多様性についての意識啓発	40	新規	性別に起因する偏見や固定観念等により、困難な立場に置かれている性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行います。 (市広報等での周知、市民向けの講座、市内事業所向けの周知、国や県の小・中学校教職員研修、人権講演会、男女共同参画職員研修等)	<p><男女共同参画職員研修> テーマ：「TVドラマを通じて考えるジェンダー～男女共同参画の課題を改めて考える～」 講師：大橋 稔氏（城西大学語学教育センター教授） 日時：11月14日(火)14:00～16:00 対象：全職員 会場：富士見市役所 第2・3会議室 定員：35名 参加者：32名 内容：性の多様性を尊重した環境づくり ※人権・市民相談課と共催</p>	職員課	3	今後も継続して研修を実施し、職員に対して最新の情報を提供する。
				市ホームページ等にて性の多様性に関する情報提供及び周知啓発を行っている。	人権・市民相談課	3	引き続き性の多様性についての周知啓発を行う。
				国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3	今後も継続して最新の情報を提供する。
				関係資料を活用し、性とジェンダーや多様な性についての指導を行い、一人ひとりが互いの人権を尊重する意識をもつことができるように努めている。	学校教育課	3	今後も継続して取り組む。

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
環境の整備	41	新規	性的マイノリティや子育て家庭、高齢者、障がい者を含め、すべての人が安心して使えるよう、男女別トイレの他に誰でも使える「多目的トイレ」の整備に努めます。	各施設管理担当課からの改修計画・要望を基に助言・技術協力を行い整備を進めた。 関係法令：バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律） 埼玉県建築物バリアフリー条例（埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例） 埼玉県福祉のまちづくり条例 など	営繕課	3	引き続き各施設管理担当課からの改修計画・要望を基に、関係法令を遵守し、環境整備を進める。
				水谷小学校：東校舎の増築工事に伴い、オストメイト、おむつ交換台付の多目的トイレを設置 ふじみ野小学校：トイレ改修工事において、便器洋式化、床ドライ化を実施	教育政策課	3	快適なトイレ環境の維持
	42	新規	性別を特定する必要がない市の手続きやアンケート等において、性的マイノリティの心理的負担の軽減に配慮します。	市が作成するアンケート等について、特に理由がある場合を除き、性別記載欄を設けないよう毎年通知をし、全庁に配慮を促している。	全課	3	今後も全庁的に取り組む。
	43	新規	同性カップルの抱える生きづらさを解消し、性の多様性について広く啓発していくため、「パートナーシップ宣誓制度」の導入に向けた取り組みを進めます。	令和4年4月1日より制度を開始。また、市ホームページ等にて性の多様性に関する情報提供及び周知啓発を行っている。	人権・市民相談課	3	今後も制度を広く周知し、性の多様性の理解促進のための取り組みを継続する。令和6年度は制度利用者の負担軽減のため、県内自治体間連携の実施予定である。

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向(2)多様な性に関する相談ができる体制づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
相談体制の充実	44		性的マイノリティ及びその家族の相談について、個々に応じた適切な相談窓口につなげます。また、研修の受講等により、対応する職員及び相談員の理解を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。	性的マイノリティの理解を深め、個々に応じた適切な相談窓口へつなぐことができるよう、職員研修の内容を職員で共有している。	人権・市民相談課	3	今後も個々に応じた適切な相談窓口へつなぐことができるよう、より良い体制づくりに努める。
				関係機関からの啓発資料を有効活用し、児童生徒への啓発を図った。	学校教育課	3	今後も継続して取り組んでいく。
				性的マイノリティについての相談があった場合は、相談者の要望や学校等の環境、指導体制について、十分な合意形成が図られるよう取り組んだ。	教育相談室	3	性的マイノリティについての相談は、今後増加していくことも考えられる。職員の啓発や学校との共通理解を図っていく。